平成２８年（フ）第４７６６号
東京都大田区羽田６丁目21―10
債務者　朝倉　　丈
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７６９号
東京都江戸川区東葛西１丁目17―４
債務者　小林　航悟
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７７８号
東京都板橋区大山金井町２―７―102
債務者　大谷　芳正
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７８０号
東京都江東区東陽３丁目26―17―101
債務者　高田　純市
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７８３号
東京都江戸川区小松川３丁目13―３―1303
債務者　緑川　秀春
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７８４号
東京都東大和市向原３丁目10　６―908
債務者　大平　拓弥
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７８５号
東京都港区赤坂６丁目13―３―203
債務者　小林　圭司
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７８９号
東京都豊島区池袋４丁目６―７―201
債務者　野上　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３５号
東京都狛江市元和泉１丁目10番５号メゾン銀河205
債務者　守屋　聡子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３０２号
東京都西東京市富士町５丁目５番24号保谷マンション107号
債務者　原　　進
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
熊本県人吉市下戸越町1058番地１　西瀬団地25―１―１
債務者　隈部　將夫
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第４７５４号
東京都日野市万願寺４丁目26―11―102
債務者　城条　拓也
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７６０号
東京都杉並区和泉４丁目18―５　リバーサイドハイツ９号棟104
債務者　飯沼　良介
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４９号
千葉県野田市山崎貝塚町29番地の４　アーバンクレスト106、申立時の住所横浜市青葉区市ケ尾町510番地４
債務者　岩元　円香（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２６号
東京都町田市本町田2348番地１公社住宅ホ４―301
債務者　千葉　正道
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３７号
栃木県小山市中久喜３丁目４番18号
債務者　石川　雄二
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部